

○八千代市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成31年3月28日
教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、八千代市市民会館の設置及び管理に関する条例(昭和48年八千代市条例第34号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、八千代市市民会館(以下「市民会館」という。)の管理に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第7条の規則で定める申請書は、八千代市市民会館指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

2 条例第7条第2号の八千代市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める書面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書面

(2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(3) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書面

(4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書面

(5) 市民会館の管理に係る収支予算書

(6) その他教育委員会が必要と認める書面

(指定等の通知)

第3条 教育委員会は、条例第8条の規定による指定をしたときは、八千代市市民会館指定管理者指定通知書(第2号様式)により指定されたものに通知するものとする。

2 教育委員会は、条例第8条の規定による指定をしなかったときは、八千代市市民会館指定管理者不指定通知書(第3号様式)により指定されなかったものに通知するものとする。

(使用時間)

第4条 使用時間は、準備又は原状に復するために要する時間を含むものとする。

2 市民会館を使用する場合において、使用開始後の許可時間の延長は、これを認めない。ただし、指定管理者が他の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用期間)

第5条 市民会館の使用期間は、次の各号に掲げる区分ごとの期間を超えることができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、使用期間を延長することができる。

(1) 大ホール及び小ホール 5日

(2) 会議室、多目的室、リハーサル室及び音楽練習室 3日

(使用許可の申請)

第6条 条例第12条の規定により市民会館の使用の許可を受けようとする者は、八千代市市民会館使用許可申請書(第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の1年前(リハーサル室のみを使用する場合は、10月前)の日の属する月の初日(この日が休館日に当たるときは、その翌日以後の最初の休館日でない日)から使用日までに行わなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない

3 前項の規定にかかわらず、第10条第1項第3号に規定する事前練習として使用しようとする場合における第1項の規定による申請書の提出は、当該事前練習に係る事業又は行事に係る使用日の使用料について同条第3項に規定する承認のあった日(この日が使用日の4か月前の日の属する月の初日前のときは、使用日の4か月前の日の属する月の初日(この日が休館日に当たるときは、その翌日以後の最初の休館日でない日))から使用日までの期間に行わなければならない。

(使用の許可)

第7条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、八千代市市民会館使用許可書(第5号様式)。以下「使用許可書」という。)を当該申請した者に交付するものとする。

2 使用の許可は、申請の順位によりこれを行い、申請が同時に行われたときは、抽選により決める。

(使用の取消し)

第8条 前条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)がその使用の取消しをしようとするときは、八千代市市民会館使用取消承認申請書(第6号様式)に使用許可書を添えて、指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料等)

第9条 条例別表第2に規定する別に定める附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

2 使用料は、第7条に規定する使用許可書の交付をするときに徴収する。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 条例第18条の規定により市長が使用料の減額又は免除をすることができるときは、次の各号に掲げる場合とし、減額又は免除する割合は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

(1) 市が主催し、又は共催する事業若しくは行事で使用する場合 100分の100

(2) 指定管理者が市民会館の設置の目的を達成するために事業(自主事業を除く。)を実施する場合 100分の100

(3) 前2号に掲げる事業又は行事の事前練習として使用する場合 100分の50

(4) その他市長が特に必要があると認める場合 100分の100以内

2 使用料の減免を受けようとする者は、八千代市市民会館使用料減免申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、八千代市市民会館使用料減免通知書(第8号様式)を当該申請した者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第11条 条例第19条の規定により市長が使用料の還付をすることができるときは次の各号に掲げる場合とし、還付する使用料の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ各号に定める額とする。

(1) 使用者の責に帰することができない事由により使用できなかった場合 使用料の全額

(2) 使用日の14日前までに使用の取消しを申請した場合 使用料に100分の80を乗じて得た額

2 使用料の還付を受けようとする者は、八千代市市民会館使用料還付申請書(第9号様式)に使用料を納付したことを証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 市民会館内外の秩序を保持するため、必要な整理員を配置すること。

(2) 収容定員を超える人数を入場させないこと。

(3) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(4) 許可なしに市民会館内では物品等の販売行為をしないこと。

(5) 許可なしに壁、柱等に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。

(6) 会合者又は入場者の迷惑になるような行為をしないこと。

(7) 入場者に次条に規定する事項を守らせること。

(8) その他職員の指示する事項に従うこと。

(入場者の遵守事項)

第13条 入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(2) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。

(3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(5) その他職員及び使用者の指示に従うこと。

(教育委員会が管理する場合の特例)

第14条 条例第21条第1項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に次の各号に掲げる業務のいずれかが含まれるときにおいては、当該業務に係る第4条第2項、第5条、第6条、第7条第1項及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」とする。

(1) 第4条第2項に規定する使用時間の延長の承認

(2) 第5条に規定する使用期間の延長の承認

(3) 第6条第1項に規定する申請書の受付

(4) 使用許可書の交付

(5) 第8条に規定する申請書の受付及び使用の取消しの許可

2 条例第21条第1項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に前項第3号に掲げる業務が含まれているときにおいては、教育委員会が当該業務を行うこととなった日において現に第6条第1項の規定により指定管理者に対して行っている申請は、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する第6条第1項の規定により教育委員会に対して行っている申請とみなす。

3 条例第21条第1項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後、指定管理者が当該業務を行うこととなった場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなった日において現に第1

項の規定により読み替えて適用する第6条第1項の規定により教育委員会に対して行っている申請は、当該日以後においては、同項の規定により指定管理者に対して行っている申請とみなす。

(委任)

第15条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に八千代市市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和48年八千代市規則第34号)の規定に基づいて行われた手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づいて行われた手続その他の行為とみなす。

附 則(令和元年教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、令和2年7月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第9条第1項)

(令元教委規則1・一部改正)

設備の種類	品目	使用料	備考
舞台関係 附属設備	(大ホール用)反響板	1回1式につき 2,778円	
	(大ホール用)演台及び司会台	1回1式につき 371円	花台を含む。
	(小ホール用)演台及び司会台	1回1式につき 250円	花台を含む。
	所作台	1回1枚につき 121円	
	平台	1回1枚につき 121円	
	ござ	1回1枚につき 121円	
	ひせん 緋毛氈	1回1枚につき 121円	
	高座用座布団	1回1枚につき 56円	
	びよう 金屏風	1回1双につき 621円	
	銀屏風	1回1双につき 621円	
	鳥の子屏風	1回1双につき 621円	
	舞台定式廻い	1回1式につき 621円	
	ジョーゼット	1回1式につき 1,000円	
	リノリューム	1回1枚につき 149円	

	指揮台及び指揮者用譜面台	1回1式につき		
			121円	
	奏者用譜面台	1回1台につき		
			56円	
	コントラバス用椅子	1回1脚につき		
			56円	
音響関係 附属設備	大ホー ル	拡声装置	1回1式につき	
			2,778円	
		エレベーターマイク装置	1回1台につき	
			371円	マイクを含まな い。
	3点吊りマイク装置		1回1台につき	
			621円	マイクを含まな い。
		ワイヤレスマイク	1回1本につき	
			621円	
	小ホー ル	拡声装置	1回1式につき	
			1,500円	
	跳ね返りスピーカー モニタースピーカー 移動用ミキサー ダイナミックマイク コンデンサーマイク マイクスタンド CDプレーヤー レコードプレーヤー カセットテープレコーダー MDレコーダー ステレオオーディオレコーダー マスター レコーダー 持込器具用電源	ワイヤレスマイク	1回1本につき	
			621円	
		跳ね返りスピーカー	1回1組につき	2台1組
			556円	
		モニタースピーカー	1回1台につき	
			556円	
		移動用ミキサー	1回1台につき	
			371円	
		ダイナミックマイク	1回1本につき	
			250円	
		コンデンサーマイク	1回1本につき	
			621円	
		マイクスタンド	1回1本につき	
			121円	
照明関係 附属設備	大ホー ル	Aセッ ト	サスペンションライト	1回1式につき
				5,862円
				1キロワット 16台

		フロントサイドライト		1キロワット 18台
		シーリングライト		1キロワット 30台
Bセット	天井反射板ライト	1回1式につき 7,963円	全列(4列)	
			1キロワット 16台	
	プロセニアムライト		1キロワット 18台	
	プロントサイドライト		1キロワット 30台	
Cセット	サスペンションライト	1回1式につき 9,260円	1キロワット 36台	
	フロントサイドライト		1キロワット 30台	
	シーリングライト		1キロワット 30台	
	アッパー ホリゾントライト		全列(6列)	
	ロア ホリゾントライト		全列(4列)	
小ホール	天井反射板ライト	1回1列につき 1,084円		
	ボーダーライト	1回1列につき 306円		
	フットライト	1回1列につき 260円		
	アッパー ホリゾントライト	1回1列につき 371円		
	ロア ホリゾントライト	1回1列につき 250円		
Aセット	ボーダーライト	1回1式につき 1,834円	全列(3列)	
			500ワット 4台	
			750ワット 18台	
	サスペンションライト	1回1式につき 4,315円	500ワット 24台	
			750ワット 18台	
			全列(4列)	
			全列(4列)	
	ボーダーライト	1回1列につき 250円		
	フットライト	1回1列につき 213円		
	アッパー ホリゾントライト	1回1列につき 121円		
	ロア ホリゾントライト	1回1列につき 186円		

ハロゲンピンスポットライト	1回1台につき 250円	
クセノンピンスポットライト	1回1台につき 1,250円	
スポットライト(1キロワット)	1回1台につき 250円	
スポットライト(750ワット)	1回1台につき 186円	
スポットライト(500ワット)	1回1台につき 121円	
ストリップライト	1回1本につき 121円	
エフェクトマシーン	1回1台につき 621円	
ミラーボール	1回1台につき 500円	
スタンド	1回1本につき 167円	
持込器具用電源	1回1キロワットにつき 121円	
その他附属設備	(大ホール用)ピアノ	1回1台につき 7,028円 調律を含まない。
	(大ホール用)スクリーン	1回1式につき 1,250円
	(小ホール用)ピアノ	1回1台につき 3,750円 調律を含まない。
	大太鼓	1回1式につき 250円 台車及びばちを含む。
	パネル	1回1枚につき 56円
	(第3会議室及び第4会議室用)映像設備	1時間1式につき 491円
	(リハーサル室用)ピアノ	1時間1台につき 510円 調律を含まない。
	(リハーサル室用)音響設備	1時間1式につき 482円
	(音楽練習室用)楽器及び音響設備	1時間1式につき 380円

備考 条例別表第1に規定する使用時間の区分に従い、午前、午後又は夜間の使用をもって1回、午前から午後まで又は午後から夜間までの使用をもって2回、全日の使用をもって3回として計算する。
 第1号様式(第2条第1項)

第1号様式(第2条第1項)

八千代市市民会館指定管理者指定申請書

年　月　日

(宛先) 八千代市教育委員会

申請者	所 在 地
	団 体 名
	代表者氏名
	担当者名
	電 話 番 号

㊞

八千代市市民会館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

添付書類

第2号様式(第3条第1項)

第2号様式(第3条第1項)

八千代市市民会館指定管理者指定通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代市教育委員会

八千代市市民会館の指定管理者に指定したので、通知します。

指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式（第3条第2項）

八千代市市民会館指定管理者不指定通知書

八千代市 指令第 号

年 月 日

様

八千代教育委員会 印

八千代市市民会館の指定管理者の指定については、次の理由により指定しませんので、通知します。

理由

（教示）

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第4号様式（第6条第1項）

八千代市市民会館使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

申請者	住 所
団体名	
代表者氏名	
電 話	

次のとおり使用したいので申請します。

使 用 施 設	使 用 日	使 用 時 間	備 考
	年 月 日()	時 分～ 時 分	
	年 月 日()	時 分～ 時 分	
	年 月 日()	時 分～ 時 分	
	年 月 日()	時 分～ 時 分	
	年 月 日()	時 分～ 時 分	
使 用 目 的	(行事名・内容)		
入 場 者 等 予 定 人 数	人		
入 場 方 法	有 料	無 料	一般開放 関係者

第5号様式(第7条第1項, 第8条, 第9条第2項)

八千代市市民会館使用許可書

年 月 日

様

㊞

次のとおり使用を許可します。

使 用 施 設	使 用 日	使 用 時 間	備 考
	年 月 日()	時 分～ 時 分	
	年 月 日()	時 分～ 時 分	
	年 月 日()	時 分～ 時 分	
	年 月 日()	時 分～ 時 分	
	年 月 日()	時 分～ 時 分	
使 用 目 的	(行事名・内容)		
入 場 者 等 予 定 人 数	人		
入 場 方 法	有 料	無 料	一般開放 関係者

使 用 料	使 用 施 設	基 本 使用 料	割 増 料			合 計
			當 利 目 的	時 間 超 過	市 外 使 用	
		円	円	円	円	円
	許 可 年 月 日 :	年 月 日	許 可 番 号 :	No.		

第6号様式(第8条)

第6号様式(第8条)

八千代市市民会館使用取消承認申請書

年 月 日

(宛先)

申請者	住 所
団体名	
代表者氏名	
電話	

八千代市市民会館の使用について、その使用を取り消したいので、次のとおり申請します。

使 用 施 設	使 用 日	使 用 時 間
	年 月 日()	時 分～ 時 分
	年 月 日()	時 分～ 時 分
	年 月 日()	時 分～ 時 分
	年 月 日()	時 分～ 時 分
	年 月 日()	時 分～ 時 分
使 用 目 的	(行事名・内容)	
許可年月日 及び許可番号	年 月 日 No.	
理 由		
備 考		

注 使用許可書を添付してください。

第7号様式(第10条第2項)

八千代市市民会館使用料減免申請書

年　月　日

(宛先) 八千代市長

住　所

申請者　団体名

代表者氏名

電　　話

八千代市市民会館使用料の 減額
免除を受けたいので、次のとおり申請します。

使　用　施　設	
使　用　日	年　月　日()
使　用　目　的	(行事名・内容)
使用許可年月日 及　び　許　可　番　号	年　月　日() No.
減額又は免除を 受けようとする 額	円
減額又は免除を 受けようとする 理　　由	
備　　考	

注　使用許可書の写しを添付してください。

第8号様式(第10条第3項)

八千代市市民会館使用料減免通知書

年　月　日

様

八千代市長

印

次のとおり使用料を
免除　減額　します。

使　用　施　設	
使　用　日	年　月　日()
使　用　目　的	(行事名・内容)
使用許可年月日 及　び　許　可　番　号	年　月　日() No.
減額又は免除の 額	円
減額又は免除の 理　由	
備　考	

注　使用後、市民会館の受付から使用料の内訳書を受け取り、その写し
を文化・スポーツ課に提出してください。

第9号様式（第11条）

八千代市市民会館使用料還付申請書

年　月　日

(宛先) 八千代市長

申請者	住 所
団体名	
代表者氏名	
電話	

八千代市市民会館使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 施 設	使 用 日	使 用 時 間
	年 月 日()	時 分～ 時 分
	年 月 日()	時 分～ 時 分
	年 月 日()	時 分～ 時 分
	年 月 日()	時 分～ 時 分
	年 月 日()	時 分～ 時 分
使 用 目 的	(行事名・内容)	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 No.	
既 納 使 用 料	円	
還 付 を 受 け よ う と す る 額	円	
還 付 を 受 け よ う と す る 理 由		
備 考		

注 使用料を納付したことを証明する書面を添付してください。